

平成27年12月14日提供

問い合わせ先	
担当課	総務局 人事部 人事課
直通	072-228-7907
内線	5250
FAX	072-228-8823

職員の不祥事案について

職員の不祥事案（市職員による個人情報の流出）について、全容の解明に向けた調査の結果、新たに、平成23年11月に執行された大阪府知事選挙時の約68万人の有権者データを含む6つのファイルが流出したことが判明しましたので、お知らせいたします。

また、本日付けで関係職員の処分等を行いましたので、併せてお知らせいたします。

市民の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫びするとともに、かかる不祥事案の再発防止に取り組んでまいります。

記

1 不祥事案の経過及び内容

本市職員（会計室 課長補佐級職員 59歳「以下職員①」）が、無断で自宅に持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。

このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、個人情報を流出させたもの。

2 調査の結果、判明した事実

平成23年11月に執行された大阪府知事選挙時の約68万人の有権者データなどの個人情報を含む15のファイルが外部からアクセスされ、個人情報が流出したものと考えられる。

全15のファイルのうち、新たに流出が判明したものは、約68万人の有権者データを含む6ファイルであった（詳細は別紙資料1「流出したとされる個人情報」を参照）。

これら全15のファイルに含まれる個人情報の2次流出による被害の発生は、現時点で確認されていない。

なお、これら全15ファイルへの外部からのアクセスは、2つの通信事業者（プロバイダー）を介して行われた2つのIPアドレス(*)からのものであることを確認している。

* IPアドレス：インターネットやLANなどのIPネットワークに接続されたコンピュータなどに割り振られる識別番号

3 調査の概要

流出した個人情報を特定するため、職員①が自宅・職場で使用していたパソコンとポータブルハードディスクを押収したが、ファイルは既に削除、初期化されており、民間レンタルサーバーに保存していたファイルも削除されていた。

そこで、パソコンとポータブルハードディスクのファイルの復元を専門業者に依頼し、復元されたファイルの中に個人情報を含むファイルがあるか確認を行った。

民間レンタルサーバーのファイルの復元は技術的に不可能であったが、レンタルサーバー内のファイルを操作した記録（操作ログ）が残されていることが分かり、復元されたファイルと操作ログを照合し、民間レンタルサーバーに保存されたファイルのうち、外部からアクセスされた個人情報を含むファイルを特定した。（詳細は別紙資料2「調査の詳細」を参照）

4 市としての対応

(1) 流出した個人情報を保全する試み

個人情報の流出による2次被害の発生は現在確認されていないが、流出した個人情報を保全し2次被害の発生を防止するため、これまでに判明している市等への通報者や個人情報を含むファイルに外部よりアクセスした者に対して、本事案に関する情報の提供や、流出した個人情報の返却、消去を求めべく接触を試みている。

現時点では、通報者やアクセス者に対して直接接するまでには至っていないが、引き続き情報提供や個人情報の返却、消去に協力が得られるよう、引き続き誠実に対応していく。

また、万が一、2次被害の発生が確認された場合には、あらゆる法的措置を講じて対応していく。

(2) 関係者へのお詫び

ア 文書等によるお詫び

新たに判明した、個人情報が流出したとされる施設利用申込者などの方々には、文書等によるお詫びを行うべく準備を進めている。

イ ホームページ等への記事の掲載

新たに判明した事実について市民の皆様にお知らせし、約68万人の有権者データなどの個人情報を流出させたことのお詫びを行うべく、市や関係外郭団体のホームページに記事を掲載する準備を進めている。

また、広報紙（平成28年1月号）にも同様に記事を掲載する。

5 関係職員の処分等

(1) 懲戒処分、服務上の措置

本事案に関して、本日（12月14日（月））付けで以下のとおり、3名に対して懲戒処分を8名に対して服務上の措置を、それぞれ行った（外郭団体によるものを含む）。

ア 市の処分

(懲戒処分 2名)

	処分内容	被処分者	行為内容
①	免職	会計室 課長補佐級 (59歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を含む業務データを無断で自宅に持ち帰った。 ・ 自宅に持ち帰った選挙補助システムを改良して自作のシステムを開発し、複数の民間企業等に対して売り込みを行った。 ・ 個人情報を含む業務データを、民間のレンタルサーバーに保存し、個人情報の流出を招いた。 ・ 事情聴取においても明確な証言を行わず、また、持ち帰ったデータを意図的に削除、証拠隠滅を図るなど、事実解明の遅延を招いた。 ・ これらの行為により市政に対する重大な信用失墜を招いた
②	戒告	教育委員会事務局 地域教育支援部 係長級(56歳) ※堺市教育スポーツ 振興事業団へ派遣中	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム開発の依頼を受けた職員①に対して、適正な手続きを経ることなく個人情報を含むデータを提供した。 ・ システム開発の完了後も、職員①に対して個人情報を含むデータの返却を求める等、適正な個人情報の管理を怠り、個人情報の流出を招いた。

(服務上の措置 5名)

	処分内容	被処分者	行為内容
③	嚴重注意	美原区役所 美原保健福祉総合センター 課長級(56歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度から20年度までの間、堺市選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、北区選挙管理委員会事務局に在籍していた職員①に対し、正式な手続きを経ることなく、安易に各区の選挙補助システムの保守を依頼した。
④	文書訓告 (管理監督)	健康福祉局 長寿社会部 再任用職員(63歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度から23年度までの間、職員①が北区選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、所属長としての監理監督を怠り、職員①が個人情報を含む業務ファイルを持ち帰ることを防止できなかった。
⑤	文書訓告 (管理監督)	中区役所 中保健福祉総合センター 課長級(57歳)	
⑥	文書訓告 (管理監督)	教育委員会事務局 学校教育部 課長級(54歳)	
⑦	文書訓告	市民人権局 人権部 係長級(51歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度から25年度までの間、堺区選挙管理委員会事務局に在籍していた当時、平成25年度に職員①の依頼に応じ、区選挙管理委員会の選挙システム用のパソコンを用いて職員①が自作システムの動作確認を行うことを容認し使用させた。

イ 外郭団体による処分

- ◆ (公財) 堺市産業振興センター
(服務上の措置 1名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑧	文書訓告 (管理監督)	堺市産業振興センター 課長級 (60歳)	・所属長としての部下の管理監督を怠り、職員①が個人情報を含む業務ファイルを持ち帰ることを防止できなかった。

- ◆ (公財) 堺市教育スポーツ振興事業団
(懲戒処分 1名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑨	戒告	堺市教育スポーツ 振興事業団 事務局長 (64歳)	・適正な手続きを経ることなく、部外者 (職員①) にシステムの開発を依頼し、部下職員②に対して、部外者 (職員①) に協力するよう命じた。 ・業務の進捗管理を怠り、結果的に団体の保有する個人情報の流出を招いた。

(服務上の措置 2名)

	処分内容	被処分者	行為内容
⑩	嚴重注意 (管理監督)	堺市教育スポーツ 振興事業団 部長級 (47歳)	・所属長として、職員②に対する業務の進捗管理を怠った。
⑪	嚴重注意 (管理監督)	堺市教育スポーツ 振興事業団 課長級 (58歳)	

(2) 刑事告訴

本事案に関して、本市ではこれまでに前例のない規模の個人情報の流出を招き、市民の市政に対する信用を大きく失墜させたことを鑑み、事案を引き起こした職員①に対し、刑事告訴を検討しており、現在、警察との相談を行っている。

- ・地方公務員法第34条 (秘密を守る義務) 違反
- ・堺市個人情報保護条例第57条 (不正盗用) 違反

(3) 経費の求償

本事案の調査に要した経費 (削除されたファイルの復元費用、弁護士への相談費用など) は、職員①に求償する。

6 再発防止の取組み

本事案の発生を受けて、かかる事案が再び起こることのないよう、「データの外部持出し制限の強化」「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」「事故発生時の対応強化」を柱に、ハード・ソフトの両面から再発防止の取組みを行っていく。

(1) データの外部持出し制限の強化 【平成28年の早期に実施】

ア 外部記録媒体（USBメモリー等）の接続制限の拡充

庁内LANや一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。

イ データの外部持出し承認の厳格化

承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認が無ければ外部記録媒体へのデータの記録ができないようにする。

ウ データの外部持出し操作記録（ログ）取得の拡充

一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録（ログ）の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。

(2) 情報セキュリティ等のチェック体制の強化

ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 【平成27年12月中に実施】

個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長（個人情報保護：田村副市長、情報セキュリティ：中條副市長）を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。

イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更 【平成27年12月中に実施】

職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長（個人情報保護管理者）に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。

ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施 【継続実施】

職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。（平成15年度から継続して実施中）

(3) 事故発生時の対応の強化 【平成27年12月中に実施】

ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 《再掲》

個人情報の流出等の事故発生に備え、個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長（個人情報保護：田村副市長、情報セキュリティ：中條副市長）を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。

イ 関係部局による事故対策会議の設置

(2) アで的確な判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようにする。

ウ 外部有識者からの意見聴取（情報セキュリティアドバイザーの選任）

(2) アで的確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者（弁護士、大学教授等）を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。

(4) その他

ア 関係規程の整備 【実施済】

「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規程（堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー）を改正する。

流出したとされる個人情報
(全15ファイルのうち新たに判明したものの6ファイル)

【別紙資料1】

区分	番号	ファイルの内容	含まれる個人情報	件数 (人数)	新規 既報 の別
選挙関係	1	選挙有権者の一覧 (全市分、平成23年11月執行の大阪府知事選挙時のもの)	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、郵便番号	682,524	新規
	2	選挙ポスター掲示場所の貸主の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大阪府知事選挙時のもの)	氏名、住所、電話番号	23	新規
	3	システムのマニュアル (当該職員が自作したシステム用に作成したもの)	(有権者の) 氏名、性別、生年月日、住所	8	新規
	4	郵便等による不在者投票の対象者(一定の要件を満たす障害者、要介護者)の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大阪府知事選挙時のもの)	氏名、性別、生年月日、住所、資格者証の区分、身体障害者手帳・戦傷病者手帳の番号、等級、障害名、送付先住所、代理記載人の氏名、生年月日、郵便番号	119	既報
	5	投開票所の施設管理者、鍵保管者の一覧 (北区分、平成23年11月執行の大阪府知事選挙時のもの)	氏名、住所、電話番号	8	既報
産業振興センター関係	6	伝統産業会館運営事業費の支出データ (平成25年4月から26年3月までの間のもの)	(職員の) 氏名、給与、賃金、通勤手当	18	新規
	7	伝統産業会館研修室の利用申込の一覧 (平成26年4月から27年3月までの間のもの)	(申込者の) 氏名、住所、電話番号	5	新規
	8	アルバイト応募者の一覧 (平成25年3月時点のもの)	氏名、年齢、住所、電話番号	11	既報
振興事業団関係	9	伝統産業子ども就業体験事業への参加者の一覧 (平成24年11月から25年2月までの間のもの)	氏名、住所、電話番号、学校名、学年	35	既報
	10	放課後児童対策事業所で勤務する短時間勤務職員の一覧 (平成26年10月から26年11月までの間のもの)			既報
	11	同上 ※10と作成日時が異なるもの			既報
	12	同上 ※10と作成日時が異なるもの	氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、入社日、在学学校名、給与実績データ	1142	既報
	13	同上 ※10と作成日時が異なるもの		※重複分を除いた総数	既報
14	同上 ※10と作成日時が異なるもの			既報	
その他	15	メールアドレス (当該職員が過去に個人で使用していたフリーメールに登録していたもの)	氏名、メールアドレス ※うち氏名が無いもの36件	40	新規

※「既報」は平成27年9月7日及び9月13日に既に報道提供を行っているもの

新たに判明した、流出したとされる個人情報の件数:	6ファイル、682,618人分
既報のものを含めた、流出したとされる個人情報の件数:	15ファイル、683,933人分

調査の詳細

(1) 調査の内容と確認された事項

職員①は、自宅・職場で使用していたパソコンやポータブルハードディスクの全てファイルを削除、初期化するとともに、レンタルサーバーに保存していたファイルも削除し、証拠の隠滅を図っていた。

流出したとされる個人情報を特定するには、これらの削除されたファイルを復元、解析する必要があることから、以下の調査を行った。

ア 職場・自宅で使用していたパソコン、ポータブルハードディスクのデータの復元

職員①が、職場（(公財) 堺市産業振興センター）や自宅で使用していたパソコン（以下「職場PC」「自宅PC」）と業務ファイルの持出しやファイルの保存に使用していたポータブルハードディスク（以下「PHDD」）のファイルの復元を、9月上旬に専門業者に依頼した。

一次調査では、職場PCには約94万ファイル、自宅PCには約59万ファイル、PHDDには約36万ファイル、計約189万ファイルが存在していることが判明した。

二次調査では、職員①の供述から優先度が高いと判断された職場PCとPHDDのファイルの復元を優先し、本事案に関連する可能性のある計約12万ファイル（職場PC：約9万5千ファイル、PHDD：約2万4千ファイル）を抽出して復元を行った。また、自宅PCについてもファイルの復元を行った。

イ レンタルサーバーの操作記録（ログ）の解析

レンタルサーバーから削除されたファイルの復元は技術的に不可能であった。

職場PC・自宅PC・PHDDのファイルが復元されても、その中でどのファイルがレンタルサーバーの公開部分に保存され一定の期間閲覧状態にあったのかは特定できないことから、対応を種々検討したところ、レンタルサーバーに保存されたファイルの操作記録（ログ）が残されており、それを用いてファイルが特定できることが判明した。

レンタルサーバー運営会社に操作記録（ログ）の提供を求め、10月下旬に先行して削除ログ（保存されたデータを削除した操作記録）を、11月中旬にアクセスログ（保存されたファイルに外部からアクセスした操作記録）など全てのログを、それぞれ提供を受け、解析が可能な状態に整理・分類し、完了したのから順次解析を行った。

ウ 復元されたファイルと削除ログとの照合、分析

復元されたファイルと解析した削除ログを照合した結果、復元された約12万ファイルのうち約1万4千ファイルがレンタルサーバーに保存されていたことの確証を得た。

1 1月中旬に復元された自宅PCのデータ約59万件については、個人的な写真や趣味に関するデータ等で削除ログと合致するファイルは存在しなかった。このことは、職員①の供述とも符合していた。

これら削除ログと合致した約1万4千ファイルについて、個人情報の有無を一つひとつ目視により順次確認したところ、最終的に閲覧可能なレンタルサーバーには個人情報を含むファイルが184ファイルあったことが確認された。

エ 個人情報を含むファイルとアクセスログとの照合、分析

個人情報を含むことが確認された184ファイルに外部からアクセスがあったのかどうかを確認するため、これら184ファイルと解析したアクセスログを照合した結果、184ファイルに対して延べ55回の外部からのアクセスがあったことが確認された。

これら延べ55回のアクセスログを分析した結果、IPアドレスから検索ロボット(*)によるアクセスが延べ29回、通信事業者（プロバイダー）を介したアクセスが延べ26回であることが確認された。

このうち検索ロボットによるアクセスについては、海外企業の検索ロボットからのアクセスであることが、また、通信事業者（プロバイダー）を介したアクセスについては、携帯電話事業者とケーブルテレビ事業者から契約者に割り当てられた2つのIPアドレスからのアクセスであることが確認された。

*検索ロボット：インターネット上のあらゆるウェブサイトの情報を取得して検索用データベース・インデックスを作成する自動巡回プログラム

なお、検索ロボットについては、IT分野を専門とする弁護士に相談した結果、検索ロボットのIPアドレスの発信元は、ホームページ等の被リンク調査（紹介されているサイトの数、アクセスされた時間帯、国など）を実施するために情報収集をする海外企業であることがわかった。

当該海外企業は、利用者のHP等がどのようなブログやサイトにリンクされているか等を調査・分析する業務を行っており、そのために必要な情報を収集するためにアクセスを行ったと想定され、このことによる流出の可能性は低いと考えられる。